

DMチラシ限定

# 『住宅ローン控除確定申告』 10,000円 から受付中！

はじめまして！ 仁科忠二郎税理士事務所です。

このパンフレットは、平成23年中にローンを組んで住宅を購入された方々に、是非読んでいただきたく、投函させていただきました。

夢の新居ご購入、そして、新生活のスタート、おめでとうございます。

住宅のご購入にあたり、「住宅借入金特別控除」という制度があることを、一度は耳にされたかと思います。ただ、どうやったらいいのかわからない方、時間がなくてできないなどお悩みの方！！



**住宅ローン控除確定申告実績多数の仁科会計事務所がそんな悩みを抱えている方々のお手伝いをさせていただきます。**

(申告書作成及び提出費用)

1月31日までにお申込みの方	<u>10,000円(税込)</u>	先着30名様のみ
2月20日までにお申込みの方	<u>12,000円(税込)</u>	
2月21日以降にお申し込みの方	<u>14,000円(税込)</u>	

共有名義の場合には2人目は上記料金50%でお受けいたします。

- 1 上記料金は、電子申告での場合です。従来の紙による申告・提出の場合プラス2,000円(税込)となります。
- 2 電子申告に必要なお客様のICカードは不要です。ただし、最大4,000円の税額控除を受ける場合、お客様ご自身でICカードをご用意いただくことになります。
- 3 申告に必要な資料はお客様に集めていただきますが、資料の収集も時間がなくてできない、という場合には、こちらで収集いたします(別途料金がかかります)。  
また、住宅の買換え・譲渡(税込52,500円～)、相続時精算課税(税込63,500円)、住宅資金の贈与(税込31,500円)の申告のご相談もお受けいたしております。



今年の還付金は大きいぞ！！  
最大40万円のお金  
が戻ってくる。

開業40年の信頼と実績！！  
お客様はこちらからご依頼した書類を  
ご用意して当事務所へ郵送するだけ。

**仁科忠二郎税理士事務所**

大田区蒲田5-28-10佐藤ビル4F

TEL: 03-3736-8706 FAX: 03-3736-8707

メール info@nishina.gr.jp

URL http://www.nishina.gr.jp

受付 たらしままで



このパンフレットは、確定申告用の広告です。(有効期限 平成24年3月15日)  
東京税理士会蒲田支部 登録番号第48253号